

広島県水道広域連合企業団職員の服務の宣誓に関する条例をここに公布する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第12号

広島県水道広域連合企業団職員の服務の宣誓に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団の職員（以下「職員」という。）の服務の宣誓に関して必要な事項を定めるものとする。

(服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に記名し、任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(任命権者の権限)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関して必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書		
私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。		
私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。		
年 月 日		
氏		名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。